

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

南砺市は、富山県南西部に位置し、面積は668.64平方キロメートル（東西約26キロメートル、南北約39キロメートル）で、そのうち約8割が白山国立公園等を含む森林であり、南部は1,000メートルから1,800メートル級の山岳を経て岐阜県飛騨市や白川村と隣接している。岐阜県境に連なる山々に源を發して庄川や小矢部川の急流河川が北流している。

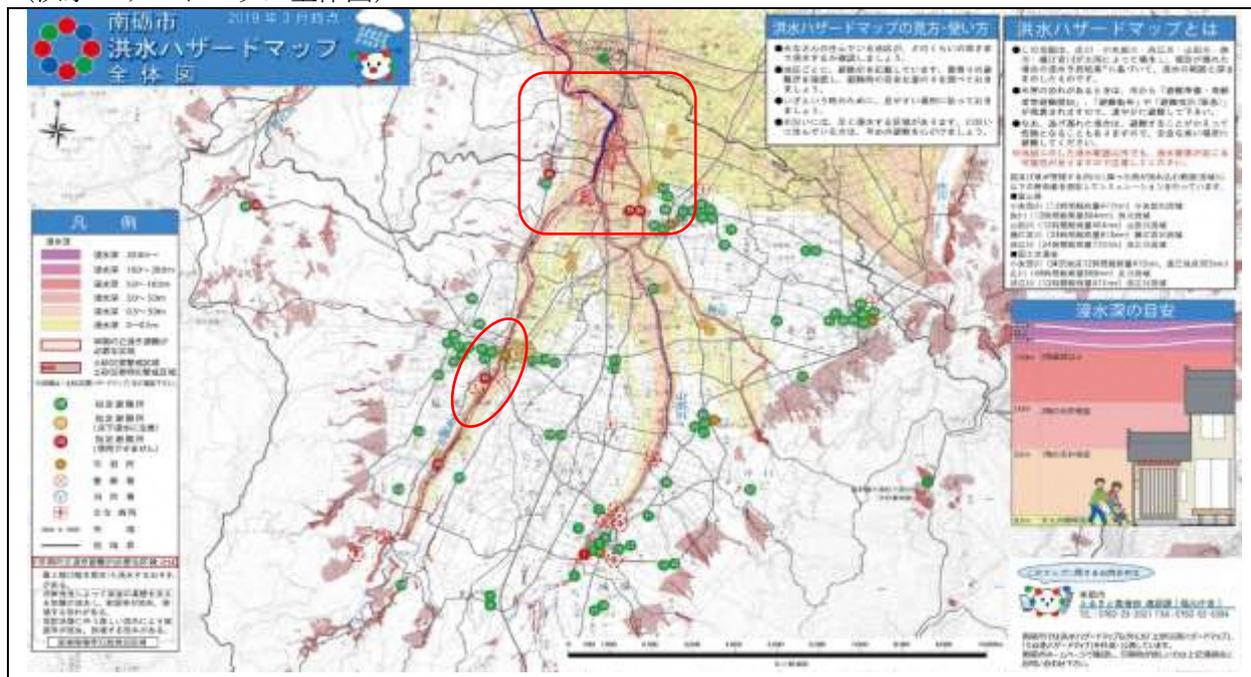
気候は、典型的な日本海側気候で、冬は寒く、降水・降雪量が多い地域である。中でも、城端、平、上平、利賀村、福光（一部）の各地域は、特別豪雪地帯に指定されており、山間部では最大積雪深が3メートルを超えることもある。

南砺市商工会は、平成21年4月1日に福光、福野、井波、城端、井口、五箇山、利賀村の7商工会が合併し設立された。当商工会地域は、世界遺産・五箇山合掌造りに代表される観光産業の他、製造業が平野部に立地している。伝統的工芸品の製作も盛んで、井波彫刻は文化庁の日本遺産に登録されている。

(1) 地域の災害リスク

市内の約8割が森林であり、急峻な山地を抱えている。冬における雪害・大雨等などによる洪水や土砂災害による建造物の倒壊の他、山間部では道路などライフライン遮断の危険性がある。

(洪水ハザードマップ全体図)



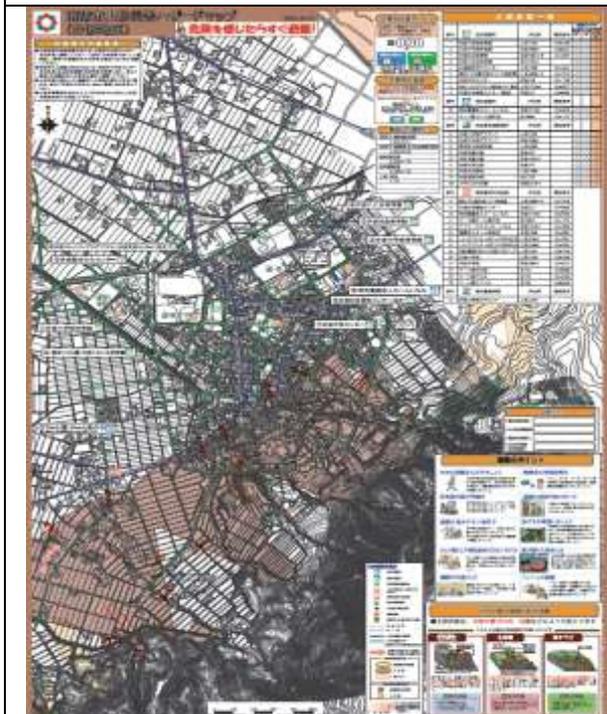
【 洪水について 】

当会管内のハザードマップによると、当会が立地する福光・井波・城端の河川沿いにおいて0.5m～3.0m未満の浸水が予想され、北部の小矢部川・山田川・旅川の下流域は浸水想定地域が広がっている。特に福光地域市街地の河川沿いや小矢部川と山田川が合流する地域は「早期の立退き非難が必要な区域」に指定されている。

【 土砂災害について 】

当会管内のハザードマップによると、井波地域の松島・六日町を中心とする市街地や、山間部を抱える五箇山・利賀村地域の市街地の多くが地すべり・土石流・急傾斜地の崩壊の危険が予想されている。福光・福野・城端地域の山間部でも土砂災害の危険が予想され、市街地地区よりは少ないが、各業種の事業所が点在している。

土砂災害ハザードマップ(井波地域全域)



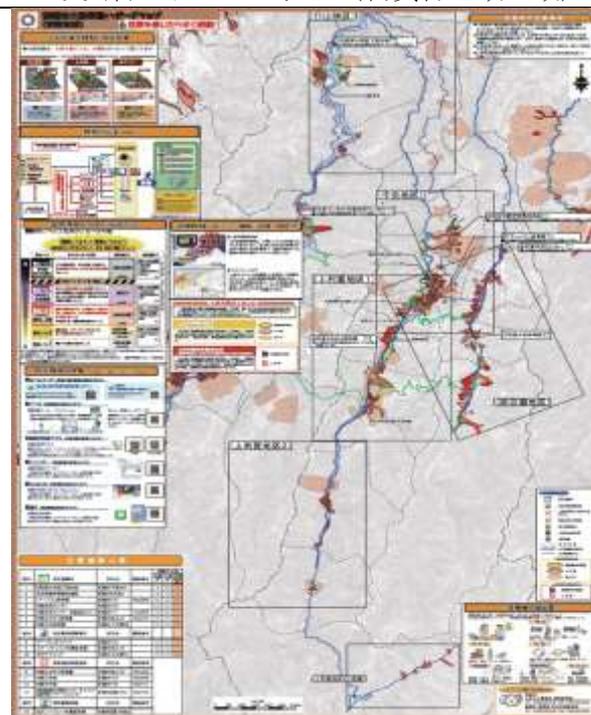
土砂災害ハザードマップ(福光地域全域)



土砂災害ハザードマップ(五箇山地域全域)



土砂災害ハザードマップ(利賀村地域全域)



【 地震について 】

当会管内における地震防災マップによると、南砺市の周辺に位置する8つの断層帯と全国どこでも起こりうる直下型地震の計9つを対象に、それぞれの地震が発生した際の震度分布が記載されている。想定される最大の揺れ(震度)の大きさは、市内平野部で震度6弱・山間部で震度6強が予想されている。



【 雪害について 】

当会管内(富山県を含む日本海側)では、「56 豪雪」、「59 豪雪」をはじめ「平成 30 年豪雪」にみられるよう、世界でも有数の豪雪地帯に数えられる。南砺市山間部の最高積雪は3mを超える場合もある。令和3年1月も豪雪に見舞われ、JR 城端線の運休や東海北陸自動車道の大型トラックの立ち往生による通行止めなどの交通網が麻痺し、学校の休校などといった市民生活に甚大な影響を及ぼした。



(2) 商工業者の状況 (令和5年4月現在)

当会調査結果による南砺市内の商工業者数は、下表の通り「卸・小売業」、「建設業」、「製造業」の順で多く、事業者は市内に広く分散している。平野部はもちろん山間部にも事業所が点在している。

- ・商工業者数 1,686 人
- ・小規模事業者数 1,491 人

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (主な業種の立地状況)
A 農業、林業	26	18	—
B 漁業	1	1	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	—
D 建設業	359	331	市内に分散
E 製造業	282	222	市内に分散
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	—
G 情報通信業	9	6	—
H 運輸業、郵便業	30	21	市内に分散
I 卸売業、小売業	437	396	市内各商店街及び 市内に分散
J 金融、保険業	11	7	—
K 不動産業、物品賃貸業	18	16	市内に分散
L 学術研究、専門・技術サービス業	59	52	市内に分散
M 宿泊業、飲食サービス業	205	200	市街地に多いが 市内に分散
N 生活関連サービス業、娯楽業	118	109	市内に分散
O 教育、学習支援業	13	13	—
P 医療、福祉	30	28	市内に分散
Q 複合サービス業			—
R サービス業(他に分類されないもの)	83	68	市内に分散
合 計	1,686	1,491	

(当会基幹システムより)

### (3) これまでの取組

#### 1. 南砺市の取組

##### 【 南砺市地域防災計画の策定 】

いつ起こるか分からない災害から市民の生命・身体及び財産を守るため南砺市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、平成18年の南砺市防災会議により「南砺市地域防災計画」を策定した。又、災害対策基本法の改正、令和3年の大雪による災害及び近年の災害対応の教訓を踏まえた国の防災基本計画の改定や富山県地域防災計画の改定に伴い、南砺市地域防災計画を令和4年3月に一部改定している。

##### 【 南砺市総合防災訓練 】

南砺市地域防災計画に基づいて、地域防災力と防災意識の向上を図ることを目的に、市と防災関係機関、地域住民等が一体となって南砺市総合防災訓練を実施している。各年度1回、防災訓練を実施しており、令和5年10月29日(日)、「砺波平野断層帯東部」を震源とするマグニチュード7.0の地震の発生を想定し訓練を行った。

## 2. 当会の取組

### ①事業継続計画に関する国の施策の周知

小規模事業者等の災害発生時の備え、初動対応の必要性や、事業継続計画の策定に関する施策などの情報を巡回や窓口相談時に説明することや、防災に関するチラシ、パンフレットを当会広報媒体(会報誌等)に折り込み周知するなどしている。又、令和5年度は中小企業診断士による事業継続力強化計画策定に関するセミナーの開催など、防災知識の普及啓発を積極的に行っている。

### ②事業者向け事業継続計画関連の策定支援

小規模事業者等の「事業継続力計画」策定について、チラシ・パンフレットを用いて、巡回及び窓口相談等の際、事業者の対策推進に取り組んでいる。

※令和5年度(R6.1.1現在)事業継続計画作成支援実績0件

### ③セミナーの開催と周知

近年は、富山県商工会連合会主催の事業継続計画作成に関するセミナーを管内事業所に周知し、小規模事業者等の防災意識の普及啓発・推進を行っている。

又、当会でも令和5年10月31日(火)、中小企業診断士による職員向けに「事業継続力強化計画策定セミナー」を開催し、計画策定におけるポイントや会員企業への提案について知識を高めることを目的としたセミナーを独自に開催している。

### ④損害保険会社と連携した損害保険の加入等の説明

小規模事業者等に、火災や風災・水災・地震等の対策として、損害保険会社等の損害保険商品を紹介することで、普及・加入促進を行っている。

## II 課題

当会が考える課題は以下のとおりである。

### 1. 防災連絡網・組織体制の整備

当会では、発災時に安否確認等を行う緊急連絡網や組織体制が整備されていない為、早急に緊急連絡網や連絡体制を検討、構築する他、緊急時に想定される対応マニュアルの作成が必要である。

### 2. 緊急時における行政、関係機関、事業者との連携体制

行政機関、関係機関との連絡窓口、連絡担当者などが決まっていない。又、小規模事業者等への連絡及び支援体制の対策も具体化していない現状である。

### 3. 事業継続計画の策定の周知・支援

当会への相談状況やセミナー参加状況からも、小規模事業者等の事業継続計画の策定に関する課題意識が低いと考えられる。計画の必要性について、小規模事業者等への周知活動も十分ではなく、関係機関との連携にしながら、周知活動を展開する必要である。

### 4. 事業継続計画の策定に関する計画策定スキル等の不足

経営相談における事業継続計画の策定に関する相談件数が少ないこともあり、当会経営指導員のスキル、経験値向上が少ない現状がある。支援スキルの向上など専門知識にインプットについて支援ノウハウを持つ専門家との連携が必要である。

### 5. 災害用(発災時)等の備品の備蓄

当会各事務所(福光・福野・井波・城端・五箇山・利賀村)6事務所に災害備品等が備蓄されていない。飲料水、食料、簡易トイレの他、災害被害が及ぶ可能性が低い保管場所での確保が必要

である。

### Ⅲ 目標

当会と南砺市が一体となり、それぞれの役割を、明確に分担することで、小規模事業者等の発災後には迅速な情報収集、早急な復旧支援メニューの周知、又は平時から備蓄品の準備等といった管内小規模事業者等の事業継続力強化を図ることを目標とする。

1. 緊急時における当会内部及び行政、関係機関、小規模事業者等との連絡、連携体制の強化  
発災時において、当会内部はもちろん各関係機関との連絡体制を円滑にするため、南砺市と当会との間における連絡体制について南砺市担当課（商工会企業立地課）を通じ構築する。
2. 小規模事業者等への災害リスク対策の周知と強化  
小規模事業者等に対して、自然災害リスク（事前対策）の必要性、又は発災時における初動対応の明確化などを認識してもらうよう広報活動や専門家によるセミナー等を定期的に開催することで平時からの防災意識の向上と強化に努める。
3. 事業継続計画の策定支援の強化  
当会経営指導員等の事業継続計画の策定に関する専門知識やノウハウの向上、又、専門家等との連携による相談支援の体制を整え、小規模事業者等と伴走して計画策定支援を行う。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに富山県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

##### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

##### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### 【 事前の対策について 】

南砺市の地域防災計画等について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時、速やかに対策等に取り組めるよう計画する。また、発災時に混乱なく応急的な対策に取り組めるようにする。

##### 1. 小規模事業者等に対する災害リスクの周知

当会会報誌（毎月当会会員に配布）、市広報、当会ホームページ、当会 LINE 公式アカウントでの広報媒体の情報発信のほか、巡回や窓口での面談時において、事業者への傾聴と対話を繰り返し、国・県・市等の事業継続力強化に関する施策の紹介や防災対策の必要性などを説明、紹介する。

##### 2. 事業継続計画に関するセミナーの開催

専門知識やノウハウを持つ専門家と連携して、事業継続計画の必要性や発災時の社内体制の整備等について、小規模事業者等及び経営指導員等を対象に説明、周知するセミナーを年1回以上開催する。又、経験年数の短い経営指導員には、小規模事業者等への巡回、相談対応の際、先輩経営指導員の同行や富山県商工会連合会の OJT 研修制度による専門経営指導員等の派遣を要請し、支援スキルの向上に努める。

### 3. 事業継続計画に関する個社支援

事業継続力計画策定支援や自社内の事業継続マネジメントについて、専門家と連携し伴走支援を行う。小規模事業者等の年1件以上事業継続計画の策定を支援する。

### 4. 南砺市商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和6年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画を作成する予定である。計画策定の際、当会緊急連絡網の作成、連絡体制図などを全職員が把握できるよう「見える化」する。又、緊急時に想定される対応マニュアルの作成、連絡担当者の決定も行う。さらにマニュアルは四半期に1回ブラッシュアップする機会を設ける。

### 5. 関係団体等との連携

セミナー計画時には、波及効果を高める為、関係団体、関係機関等と連携してセミナー開催を計画する。

### 6. 本計画のブラッシュアップ

南砺市と当会で「南砺市事業継続力強化支援計画連絡会議(仮称)」を年1回開催し、状況確認や改善点、連絡体制等について協議、意見交換する。

### 7. 本計画に係る訓練の実施

自然災害等を含めて、平時から避難訓練等を各事務所で実施する。(年1回)避難訓練は、各事務所とその所属する自治会や施設管理者等と連携して行う。また、訓練時には備蓄品等の確認のほか、南砺市消防機関との連携も想定する。

### 8. 情報漏洩対策等について

当会では、職員のパソコン機器に、立ち上げ時のパスワード設定は徹底することとする。又、全職員のパソコン立ち上げ時のパスワードは当会本部で厳重に管理する。さらに、パソコン機器にはウィルス感染防止ソフトのインストールは必須として、月1回(固定日)は、各自で最新版へのアップデート状況を確認し、所属事務所の管理者に報告する。そして、各事務所のデータ保全リスクを回避する為、定期的なバックアップを設定することとする。

小規模事業者等に対しては、パソコン機器のセキュリティ対策について確認する。又、巡回や窓口相談の際、セキュリティ対策に関するソフトや保険商品等の情報提供を行いつつ、自社の顧客情報等の管理体制について、整備または管理者間での共有を推奨していく。

#### 【 発災後の対策について 】

自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもなく、そのうえで以下の手順で管内の被害状況等を迅速に把握し、関係機関へ報告する。

#### 1. 応急対策の実施可否の確認

##### ① 役職員等の安否確認及び大まかな各地区の被害状況等の確認

安否確認の際には、固定電話、携帯電話・メール・ライン等のSNSツールを活用し、以下の確認を行う。

- (1) 職員本人、職員本人家族の被災状況
- (2) 自宅及び居住地の大まかな被害状況(近隣の家屋被害や道路状況等)
- (3) 出勤できる状態か否か等

※発災後、12時間以内に全職員の安否確認完了を目途とする。

※発災後、24時間以内に南砺市と当会間で安否確認結果や大まかな各地区の被害状況等を共有することを目途とする。

※各事務所からの情報は、当会本部に集約し、事務局長に報告する。事務局長が必要に応じ、関

係機関等に連絡、報告する。

## ②感染症発生時の対処

厚生労働省が定める感染症に罹患した感染者発生時には、全職員の体調確認を行うとともに、必要に応じて、当該事務所の消毒の実施を行う。又、全職員のマスクの着用、手洗い、うがい、手指のアルコール消毒、定期的な事務所内の換気等の徹底を行う。また、国、県、市から発出される情報を注視し、必要時、管内厚生センターに相談し、指示を仰ぐ。

## 2. 応急対策の方針決定

当会の管内における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、応急対策としては「緊急相談窓口の設置・相談業務」「被害状況等の把握業務」等を想定している。当会では、早急に緊急対策本部（管理職以上等の職員を招集）を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

### ◆被害規模の目安(判断基準)◆

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡の取れない区域においては、大規模な被害が生じているものと置き換える。

南砺市と当会間では、下表を目安として被害情報等を共有する。連絡方法は、メールなどの電子媒体を活用する。(情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする)

#### 【 大規模な被害がある場合 】

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
1ヶ月以内	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

#### 【 被害がある場合 】

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
1ヶ月以内	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	必要時

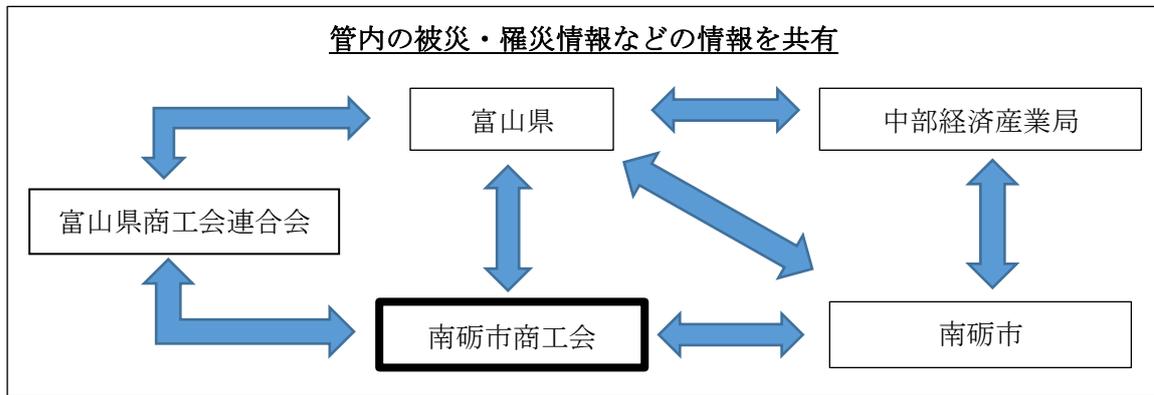
※「ほぼ被害がない場合」は必要時、情報共有を行う。

### 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制について

自然災害等発生時に、小規模事業者等の被害情報を迅速に把握、報告及び指揮命令を円滑に行うことができる体制を構築する。

- ①自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ②南砺市と当会の被害状況の確認方法及び分担、被害額の算定方法等について、予め確認する。
- ③南砺市と当会が共有した情報については、富山県の指定する方法にて当会より富山県へ報告する。  
(感染症流行の場合は、国や富山県からの方針に基づき、対応する)

#### ◆連絡体制図◆



### 4. 応急対応時の小規模事業者等に対する支援について

「応急対策の方針決定」にて記載した通り、相談窓口の開設方法については、南砺市と相談して確定する。

- ①当会は、国または富山県商工会連合会の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ②感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。また、小規模事業者等の被害状況等を確認するとともに、有効な被災事業者支援施策（国・県・市等の施策）の情報発信、広報、周知を行う。

### 5. 小規模事業者等に対する復興支援について

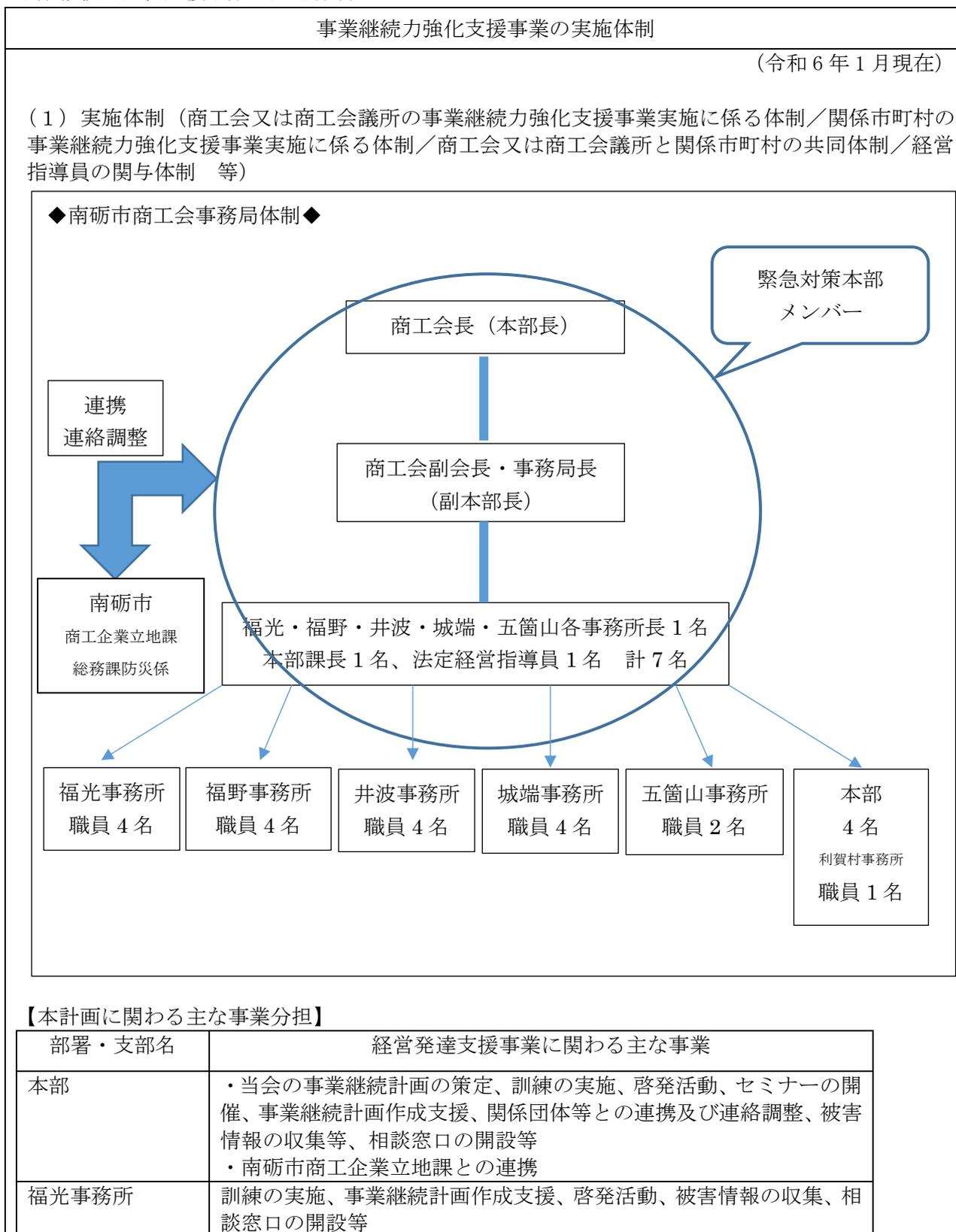
富山県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者等に対して支援を行う。なお、被災規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を富山県または富山県商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに富山県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



福野事務所	訓練の実施、事業継続計画作成支援、啓発活動、被害情報の収集、相談窓口の開設等
井波事務所	訓練の実施、事業継続計画作成支援、啓発活動、被害情報の収集、相談窓口の開設等
城端事務所	訓練の実施、事業継続計画作成支援、啓発活動、被害情報の収集、相談窓口の開設等
五箇山事務所	訓練の実施、事業継続計画作成支援、啓発活動、被害情報の収集、相談窓口の開設等
利賀村事務所	訓練の実施、事業継続計画作成支援、啓発活動、被害情報の収集、相談窓口の開設等

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【氏名】関 翔太 (法定経営指導員)

【連絡先】南砺市商工会 本部 経営支援課

〒939-1576 富山県南砺市やかた 3 2 4

電話 0763-22-2536 FAX 0763-22-4317

E-Mail:[s.seki@shokoren-toyama.or.jp](mailto:s.seki@shokoren-toyama.or.jp)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (年1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

南砺市商工会 本部

〒939-1576 富山県南砺市やかた 3 2 4

電話 0763-22-2536 FAX 0763-22-4317

E-Mail:[nanto@shokoren-toyama.or.jp](mailto:nanto@shokoren-toyama.or.jp)

②関係市町村

南砺市 ブランド戦略部商工企業立地課

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所別館 2 階

電話 0763-23-2018 FAX 0763-52-6349

南砺市 総務課防災危機管理係

〒939-1692 富山県南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所本館 3 階

電話 0763-23-2028 FAX 0763-22-1114

E-Mail:[bosai@city.nanto.jg.jp](mailto:bosai@city.nanto.jg.jp)

(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部地域産業支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話 076-444-4402 FAX 076-444-3251

E-Mail:[achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp](mailto:achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp)

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに富山県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. 専門家派遣費 ・ 個社支援・専門家謝金	200	200	200	200	200
2. セミナー開催費 ・ 事業者BCP策定セミナー	200	200	200	200	200
3. パンフ、チラシ印刷 ・ ポスター・チラシ印刷	50	50	50	50	50
4. 防災、感染症対策費 ・ 医薬品、防災グッズ備蓄	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自己資金、会費収入、南砺市補助金、富山県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし